

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成29年7月7日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「私が、広島県知事湯崎英彦に対し提出した質問状（以下「本件質問状」という。）に関し、本件質問状の存在又は通知を直接知ったことが分かる全ての文書（選挙用看板証票の件）（以下「本件請求文書」という。）」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする自己情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年7月21日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成29年7月27日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

本件質問状は、湯崎英彦に対し発した重要な県民への説明責任を問うためのものである。よって記録が不存在ということはない。

そもそも、総務課は、本件質問状を公職選挙法に係る「湯崎英彦」個人候補として処理したのか、「知事」として処理したのか説明していない。「知事」として処理したのであれば、湯崎英彦がいつ、どこで事実を知り、どのような指令を出したかについては、実施機関として非常に重要な県民への説明責任が発生する。

上記理由により、「湯崎英彦」が本件質問状（内容も含む。）を直接通知されないとは思料されず、証拠も証言もない。

以上のことから対象行政文書は存在しており、全部開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が総務局総務課へ持参した本件質問状に係る対応は、次のとおりである。

- (1) 本件質問状の1及び2「『ゆざき英彦連絡事務所』選挙用看板の有効期限切れについて」は、広島県知事選挙（ゆざき英彦氏の政治活動）に係る質問であるが、当該質問に対して行政機関である県（広島県知事）として回答することの可否について総務局総務課担当者が選挙管理委員会担当者へ問い合わせたところ、「当該事務は行政委員会である選挙管理委員会が所管しているため、広島県知事宛ての文書については回答できない」との回答を得た（平成29年7月21日付け総務第50005号及び同日付け総務第50006号で自己情報開示決定した「あなたから提出された質問状に対する回答の起案文書」のうち、「聞取票」のとおり）。このため、当該質問に対しては、都道府県知事の選挙に関する事務は行政委員会である選挙管理委員会が所掌している事実を回答することとした。
- (2) 本件質問状の3「広島県知事の竹島に関する発言について」は、知事の発言録から発言の事実を確認すれば回答することが可能であることから、総務局総務課においてこれを確認し、広島県知事として駐広島大韓民国総領事及び駐広島大韓民国総領事館に対し、竹島に関して公式に発言した事実がないことを回答することとした。

(1) 及び (2) のとおり、本件質問状の1から3までの質問に対する回答は、いずれも事実を述べるものであり、回答に際して知事による個別具体の判断を要するものではないことから、広島県決裁規程（昭和38年12月27日訓令第32号。以下「決裁規程」という。）第8条第1項の別表第2「課長専決事項」の21に基づき、本件質問状を受け取った総務局総務課において対応することとし、平成29年6月30日付け「質問状について（回答）」により、審査請求人に対して回答した。

以上のことから、対象行政文書は存在していないため、不存在とした決定は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、審査請求人が実施機関に提出した本件質問状に関し、その存在又は提出されたことの通知を知事が直接知ったことが分かる文書の開示を求めるものである。

当審査会において本件質問状を見分したところ、本件質問状にはおおむね次のとおり3つの質問が記載されていた。

- 1 「ゆざき英彦連絡事務所」選挙用看板有効期限切れはないか、調査の上、説明をください。
- 2 有効期限切れは、存在すれば、いつまでに何をされますか。（何か所ですか。）
- 3 日本固有の領土「竹島」が現在も大韓民国に軍事占領されております。

広島県知事である貴殿は、これまで「駐広島大韓民国総領事」及び「領事館」

に何か発言を行いましたか。(竹島につき)

本件請求に対し、実施機関は、本件質問状の質問に対する回答は事実を述べるものであり、回答に際して知事自身による判断は必要ないことから、本件請求の対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、本件処分を行ったものである。

審査請求人は、本件質問状は、県民に対する説明責任を知事に問うものであり、知事自身が本件質問状について知らされないことは考えられないから、対象となる行政文書の不存在はあり得ない旨主張していると認められることから、以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件質問状の1から3までに関する事務について、実施機関の中で所掌する部署が存在しないことから、広島県行政組織規則(昭和39年3月31日広島県規則第18号)の規定により、実施機関における「他の局課の所掌に属しないこと」を所掌する総務局総務課で対応することとした旨説明する。その上で、本件質問状の1及び2については選挙看板について回答可能な機関を、本件質問状の3については「竹島」に関する知事の発言の有無を回答することで足りるため、決裁規程の課長専決事項に該当するとして、総務局総務課から回答することとしたということであった。

当審査会において決裁規程を見分したところ、同規程第8条及び別表第2の21で、課長は所掌事務における申請、通達、副申、報告、催告、通知、照会、回答、届出等について専決(特定の事務について、常時知事又は受任者に代わって決裁すること)できるとされていた。また、決裁規程第4条ただし書には、専決できる事務から除かれる場合として、特命があった場合、事案が重要又は異例と認められる場合及び事案について疑義若しくは紛議があり、又は紛議が生ずるおそれがある場合が規定されており、同条第2項には、専決した事項については、必要に応じ、上司に報告しなければならないと規定されていた。

これらの規定による、所掌事務において課長専決事項に該当するか否か及び専決した事項について上司に報告する必要性の判断は、当該課長に委ねられているものと考えられる。そうすると、総務局総務課長が、本件質問状に回答することは総務局総務課の所掌事務における「回答」に当たり、決裁規程第4条ただし書に該当しないことから、総務局総務課長専決事項であり、また、このことに関して上司に報告する必要はないと判断したという実施機関の説明は不合理とはいえない。

したがって、本件質問状に対する回答は総務局総務課において対応し、そのことについて知事に報告等を行っていないため、本件請求の対象となる文書は存在しないという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書は存在しないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
29. 9. 19	・ 諮問を受けた。
30. 3. 22 (平成 29 年度第 12 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 4. 23 (平成 30 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授